

令和5年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への 移行状況等調査の結果

令和5年12月25日

令和5年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査について

1. 調査の趣旨

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等に資するよう、新制度への移行状況や移行の見込みを把握するとともに、一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況等を把握する。

2. 主な調査項目及び調査方法

○私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況（施設型給付を受ける園の割合等）（P2～P6）

- ・調査対象：令和5年4月1日時点で存在する、再開する見込みのない園を除く、私立の、

①**幼稚園**

②**幼稚園型認定こども園**

③**幼保連携型認定こども園**

（①、②はともに新規に設置された園を含む。）

（③はいずれも①又は②から移行した園に限る。）

合計7,661園（施設型給付を受ける園4,797園、施設型給付を受けない園2,864園）

○市区町村における一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況（P7～P14）

- ・調査対象：47都道府県、全ての市区町村（1,741市区町村）（うち、1,736市区町村より回答：回収率99.7%）

3. 調査時点　令和5年4月1日

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況

(1) 施設型給付を受ける幼稚園等の割合

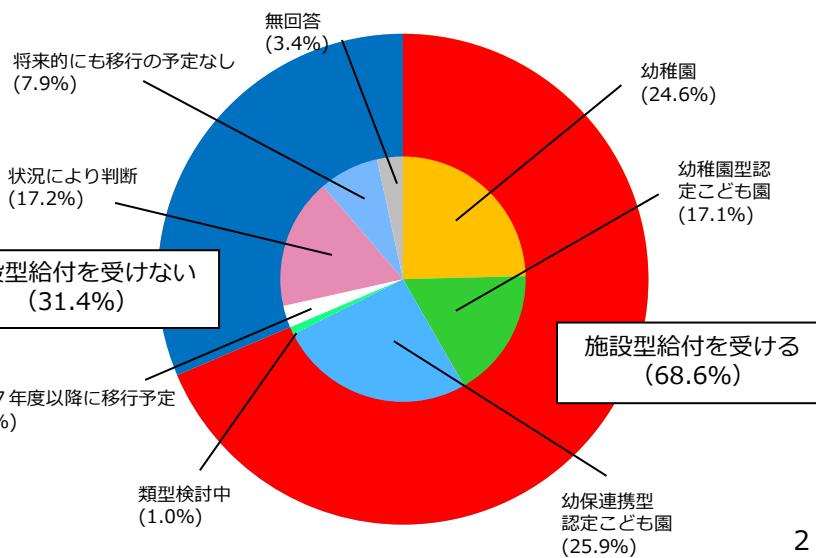
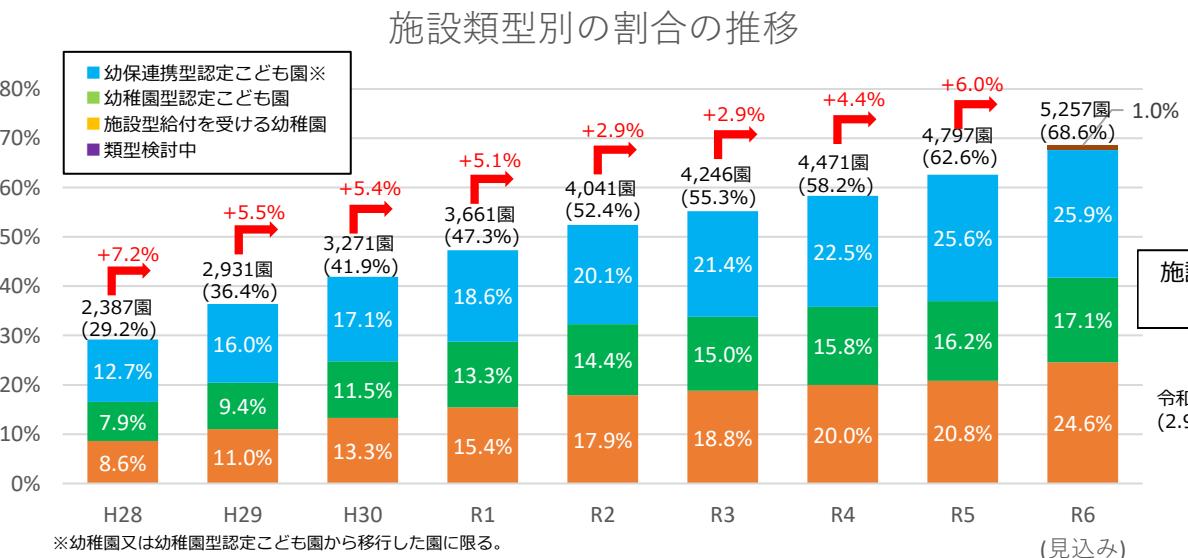
<母数: 7,661園 (私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園。再開の見込みのない園を除く) 各年4月1日時点>

	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		【参考】令和6年度末までの移行見込み	
施設型給付を受ける幼稚園	699園	8.6%	884園	11.0%	1,038園	13.3%	1,190園	15.4%	1,380園	17.9%	1,448園	18.8%	1,533園	20.0%	1,597園	20.8%	1,887園	24.6%
幼稚園型認定こども園	647園	7.9%	759園	9.4%	897園	11.5%	1,032園	13.3%	1,115園	14.4%	1,155園	15.0%	1,210園	15.8%	1,239園	16.2%	1,309園	17.1%
幼保連携型認定こども園(※1)	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%	1,336園	17.1%	1,439園	18.6%	1,546園	20.1%	1,643園	21.4%	1,728園	22.5%	1,961園	25.6%	1,984園	25.9%
類型検討中																77園	1.0%	
合計(※2)	2,387園 (前年+503園)	29.2% (前年+6.0%)	2,931園 (前年+544園)	36.4% (前年+7.2%)	3,271園 (前年+340園)	41.9% (前年+5.5%)	3,661園 (前年+390園)	47.3% (前年+5.4%)	4,041園 (前年+380園)	52.4% (前年+5.1%)	4,246園 (前年+205園)	55.3% (前年+2.9%)	4,471園 (前年+225園)	58.2% (前年+2.9%)	4,797園 (前年+326園)	62.6% (前年+4.4%)	5,257園 (前年+460園)	68.6% (前年+6%)

令和7年度以降に移行を検討・判断	1,536園	20.1%
令和7年度以降、施設型給付を受ける幼稚園等へ移行（移行する方向で検討中を含む）	222園	2.9%
状況により判断	1,314園	17.2%
将来的にも移行する見込みはない	606園	7.9%
無回答	262園	3.4%

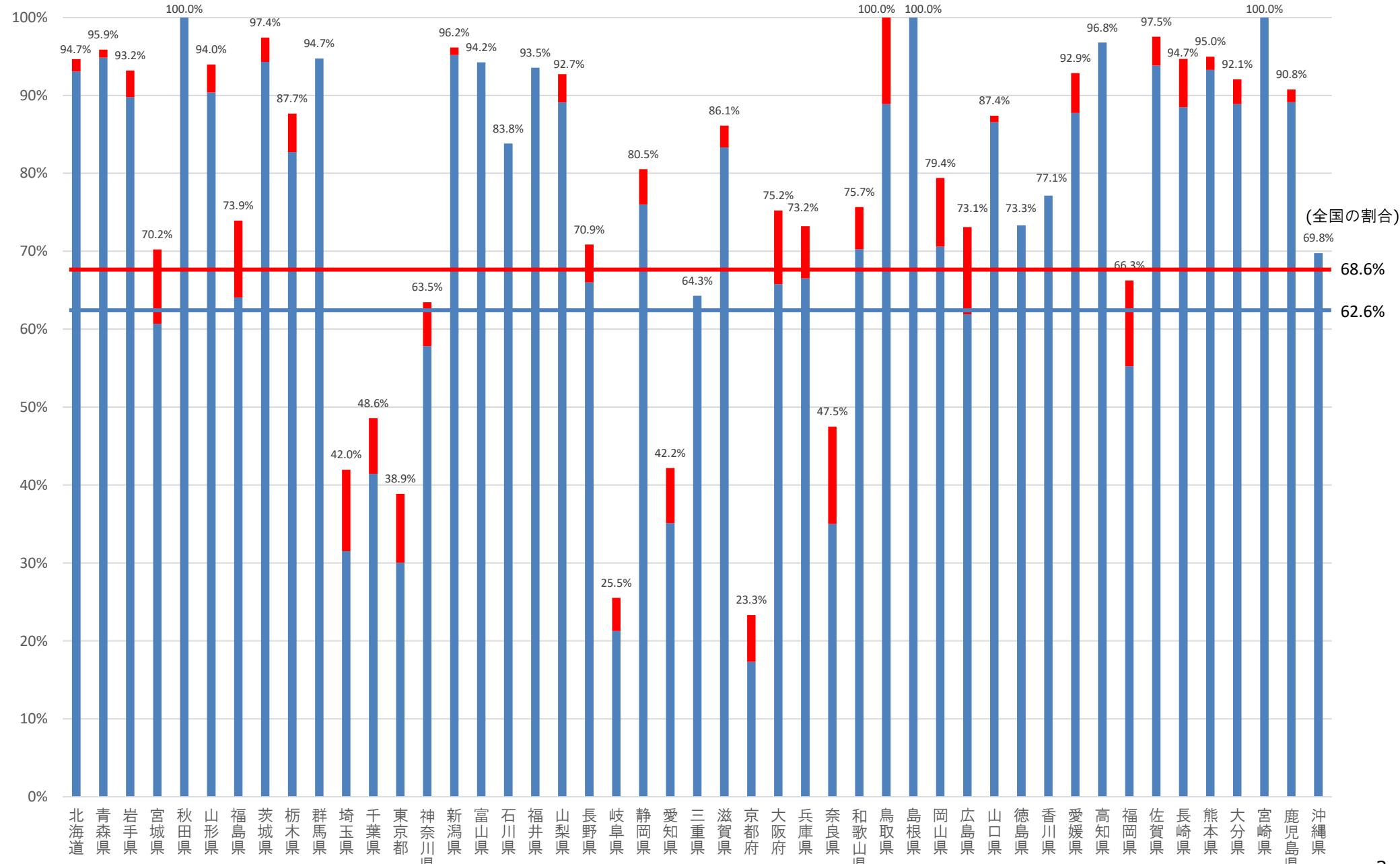
※1 幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した園に限る。 ※2 このほか保育所型認定こども園として移行したものがある。

令和6年度末までの移行見込みにおける割合（見込み）



(2) 都道府県別 施設型給付を受ける幼稚園等の割合

■ 令和6年度末までに移行（見込み）
■ 令和5年4月1日までに移行した累計



<母数：7,661園（私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した幼保連携型認定こども園。再開の見込みのない園を除く）> ※このほか保育所型認定こども園として移行したものがある。

(3-1) 施設型給付を受ける幼稚園等における移行のメリット（複数選択）

<施設型給付を受ける幼稚園等のうち、回答があった4,064園>

職員の処遇改善を図ることができた	3,491園	85.9%
公定価格に基づく財政支援（施設型給付）となり、経営が安定した	2,964園	72.9%
職員配置を増加させることができた	1,868園	46.0%
自治体との連携が密になった	1,704園	41.9%
施設整備（教育環境）の改修・充実をはかることができた	1,581園	38.9%
教育・保育内容の充実を図ることができた	1,486園	36.6%
職員の研修機会の充実を図ることができた	1,282園	31.5%
地域の保護者・児童に対する子育て支援活動の充実を図ることができた	1,133園	27.9%
移行したばかりであるため判断できない	224園	5.5%
その他	95園	2.3%

(3-2) 認定こども園における移行のメリット（複数選択）

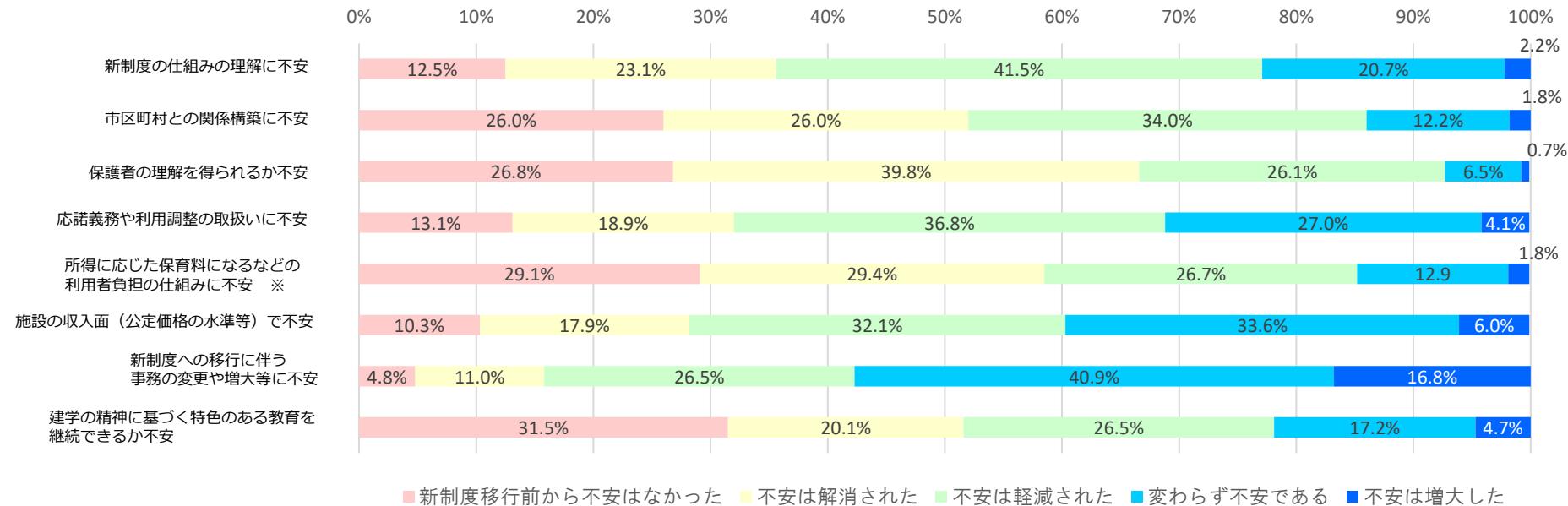
<回答があった認定こども園 2,646 園>

0～2歳児の保育を行うことにより、小学校就学前全体の見通しを持って教育・保育活動を実施することができるようになった	1,076園	40.7%
地域の保育ニーズに対応した、2号子どもの受け入れにより経営が安定した	901園	34.1%
地域の保育ニーズに対応した、3号子どもの受け入れにより経営が安定した	901園	34.1%

<施設型給付を受ける幼稚園等のうち、回答があった4,064園>

*回答があった認定こども園 2,646園

(4) 施設型給付を受ける幼稚園等における新制度関連の懸案（複数選択）



(5) 移行後に課題と感じている点（3つまで選択）

<施設型給付を受ける幼稚園等のうち、回答があった4,064園>

新制度への移行に伴う事務の変更や増大等への対応が困難である	2,429園	59.8%
新制度における必要な配置基準の職員数の確保が困難である	1,750園	43.1%
新制度の仕組が十分に理解できていない	1,195園	29.4%
応諾義務や利用調整への対応が困難である	1,002園	24.7%
施設の収入面（公定価格の水準等）で運営が困難である（収入が大幅に下がった）	554園	13.6%
建学の精神に基づく特色のある教育の継続への対応が困難である	471園	11.6%
市区町村との関係構築が困難である	292園	7.2%
所得に応じた保育料になるなどの利用者負担の仕組みへの対応が困難である（認定こども園のみ）	202園	5.0%
保護者の理解を十分に得られていない	166園	4.1%
その他	475園	11.7%

(6) 施設型給付を受けない幼稚園における移行の懸案（複数選択）

<令和6年度以降の移行について、「状況により判断」又は「将来的にも移行する見込み無し」と回答した1,906>

新制度への移行に伴う事務の変更や増大等に不安がある	1,254園	65.8%
建学の精神に基づいた独自の教育を継続できるか不安である	925園	48.5%
新制度の仕組みの理解に不安がある	785園	41.2%
応諾義務や利用調整の取扱いに不安がある	767園	40.2%
新制度における必要な配置基準の職員数が確保できない	730園	38.3%
施設の収入面（公定価格の水準等）で不安がある	719園	37.7%
保護者の理解を得られるか不安である	415園	21.8%
市区町村との関係構築に不安がある	270園	14.2%
保育料の設定などの利用者負担の仕組みに不安がある（認定こども園への移行を検討している場合のみ）	257園	13.5%
現在、個人立幼稚園であり、法人格を得るのが困難である	23園	1.2%
その他	184園	9.7%

市区町村における一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

1. 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）は、子ども・子育て支援法に位置付けられた、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の一つである「一時預かり事業」の一類型であり、公立・私立の幼稚園又は認定こども園において主に在籍園児を対象に実施する預かり保育に対して市区町村が支援を行うもの。

① 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の実施市区町村

<母数：1,736市区町村>

実施している	1,053市区町村	60.7%	1,031市区町村 (59.6%)
令和5年度末までに実施予定	4市区町村	0.2%	15市区町村 (0.9%)
実施する予定はない	679市区町村	39.1%	685市区町村 (39.6%)

② 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成による預かり保育の実施園数

		一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	私学助成の預かり保育推進事業
公立		1,677園/2,595園 (1,624園/2,949園)	64.6% (55.1%)
私立	施設型給付を受ける幼稚園等	3,309園/4,797園 (3,087園/4,471園)	69.0% (69.0%)
	施設型給付を受けない幼稚園	334園/2,864園 (407園/3,209園)	11.7% (12.7%)
	小計	3,643園/7,661園 (3,494園/7,680園)	47.6% (45.5%)
合計		5,320園/10,256園 (5,118園/10,629園)	51.9% (48.2%)

※カッコ内は令和4年度調査の値

③ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の補助単価額及び加算の設定

- ・地域子ども・子育て支援事業（13事業）は市区町村が行う事業であるため、基本分の単価・加算分の単価とともに、市区町村が利用者1人1日あたり単価を設定する。
- ・国は、基準額としての単価を示しており、予算の範囲内、基準額の範囲内で、負担割合（1／3）分の額を交付する。

i 平日の基本分の単価

<母数：回答のあった1,008市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

国の示した額と同額	887市区町村	88.0%
国の示した額より高額	50市区町村	5.0%
国の示した額より低額	38市区町村	3.8%
国の示した方法とは異なる方法で定めている	33市区町村	3.3%

※国の示した補助単価額（平日基本分）：園児1人当たり日額400円

【参考】
令和4年度調査
(母数：1,031市区町村)

910市区町村 (88.3%)
42市区町村 (4.1%)
48市区町村 (4.7%)
31市区町村 (3.0%)

ii 長時間加算分の単価

<母数：回答のあった1,008市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

預かる時間に連動し 150円～450円	742市区町村	73.6%
預かる時間に連動し 100円～300円	22市区町村	2.2%
預かる時間に関わらず一律 100円	17市区町村	1.7%
預かる時間に関わらず一律 100円未満	5市区町村	0.5%
加算を実施していない	201市区町村	19.9%
その他	21市区町村	2.1%

【参考】
令和4年度調査
(母数：1,031市区町村)

733市区町村 (71.1%)
28市区町村 (2.7%)
32市区町村 (3.1%)
6市区町村 (0.6%)
204市区町村 (19.8%)
28市区町村 (2.7%)

iii 長期休業日の基本分の単価

<母数：回答のあった1,008市区町村（一時預かり事業（幼稚園型I）を実施している市区町村）>

預かる時間に連動し 400円 又は 800円	779市区町村	77.3%
預かる時間に関わらず一律 400円	49市区町村	4.9%
預かる時間に関わらず一律 400円未満	21市区町村	2.1%
長期休業中の単価を設定していない	117市区町村	11.6%
その他	42市区町村	4.2%

【参考】令和4年度調査
(母数：1,031市区町村)

761市区町村 (73.8%)
100市区町村 (9.7%)
35市区町村 (3.4%)
98市区町村 (9.5%)
37市区町村 (3.6%)

iv 就労支援型施設加算

<母数：回答のあった1,008市区町村（一時預かり事業（幼稚園型I）を実施している市区町村）>

1か所当たり年額138万円超	22市区町村	2.2%
1か所当たり年額138万円	317市区町村	31.4%
1か所当たり年額138万円未満	13市区町村	1.3%
実施していない	656市区町村	65.1%

(注) 要件：事務職員の配置（一定の条件あり） 国の示した基準額：1,383,200円【6か月以上】・691,600円【6か月未満】

【参考】令和4年度調査
(母数：1,031市区町村)

38市区町村 (3.7%)
302市区町村 (29.3%)
16市区町村 (1.6%)
675市区町村 (65.5%)

v 保育体制充実加算

<母数：回答のあった1,008市区町村（一時預かり事業（幼稚園型I）を実施している市区町村）>

① 一時預かり事業（幼稚園型I）に従事する職員が全員有資格者（年間約144万円）	27市区町村	2.7%
② 一時預かり事業（幼稚園型I）に従事する職員の1/2が有資格者（年間約144万円）	24市区町村	2.4%
③ 一時預かり事業（幼稚園型I）に従事する職員が全員有資格者（年間約288万円）	48市区町村	4.8%
④ ②及び③の両方	315市区町村	31.3%
⑤ その他	24市区町村	2.4%
⑥ 実施していない	570市区町村	56.5%

【参考】令和4年度調査
(母数：1,031市区町村)

44市区町村 (4.3%)
42市区町村 (4.1%)
62市区町村 (6.0%)
284市区町村 (27.5%)
34市区町村 (3.3%)
565市区町村 (54.8%)

(注) 要件：長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて有資格者

国示した基準額：有資格者1/2の場合1,446,200円 すべて有資格者の場合2,892,400円

vi 特別な支援を要する子どもの特別単価

<母数：回答のあった1,008市区町村（一時預かり事業（幼稚園型I）を実施している市区町村）>

日額4,000円超	15市区町村	1.5%	23市区町村 (2.2%)
日額4,000円	492市区町村	48.8%	466市区町村 (45.2%)
日額4,000円未満	14市区町村	1.4%	16市区町村 (1.6%)
実施していない	487市区町村	48.3%	526市区町村 (51.0%)

(注) 国の基準額：児童1人当たり日額4,000円

vii 非在籍園児単価

<母数：回答のあった1,008市区町村（一時預かり事業（幼稚園型I）を実施している市区町村）>

日額800円超	11市区町村	1.1%	14市区町村 (1.4%)
日額800円	445市区町村	44.1%	431市区町村 (41.8%)
日額800円未満	8市区町村	0.8%	10市区町村 (1.0%)
実施していない	544市区町村	54.0%	576市区町村 (55.9%)

④ 一時預かり事業（幼稚園型I）に係る事務負担の軽減について

i 補助・委託申請様式の統一化（国が示した統一様式の使用状況）

国の統一様式は使用せず、別途同程度の簡素化が行われている	293市区町村	29.1%	407市区町村 (39.5%)
既に実施している（令和5年度末までに実施予定を含む）	374市区町村	37.1%	305市区町村 (29.6%)
令和6年度からの実施について検討中	96市区町村	9.5%	69市区町村 (6.7%)
事業の対象園が公立幼稚園のみであるため、実施する必要なし	165市区町村	16.4%	186市区町村 (18.0%)
実施する予定なし	80市区町村	7.9%	64市区町村 (6.2%)

【参考】

令和4年度調査

（母数：1,031市区町村）

ii 施設所在市区町村による事務処理の一括化

〈母数：回答のあった1,008市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）〉

既に実施している（令和5年度中に実施予定を含む）	352市区町村	34.9%	401市区町村 (38.9%)
令和6年度からの実施について検討中	123市区町村	12.2%	131市区町村 (12.7%)
一時預かり事業（幼稚園型）の対象施設がなく実施する必要なし (域内に幼稚園等が存在せず、域外の幼稚園等の利用者のために一時預かり事業を実施している場合等)	31市区町村	3.1%	42市区町村 (4.1%)
広域利用の保護者が存在しないため、実施する必要なし	230市区町村	22.8%	233市区町村 (22.6%)
実施する予定なし	272市区町村	27.0%	224市区町村 (21.7%)

【参考】
令和4年度調査
〈母数：1,031市区町村〉

⑤ 市区町村が一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施していない理由

〈母数：回答のあった582市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施していない又は令和5年度末までに実施予定の市区町村）・複数選択可〉

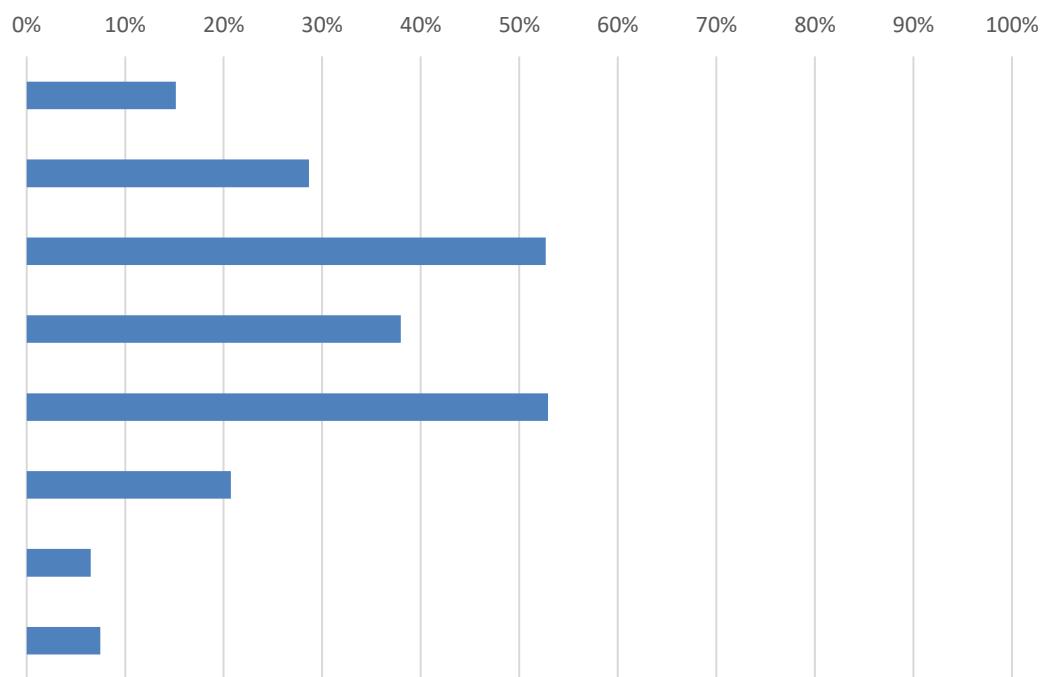
域内・近隣に該当する幼稚園が存在しないため	261市区町村	44.8%	284市区町村 (40.6%)
域内・近隣に該当する幼稚園等は存在するが、事業者からの実施希望がなかったため	152市区町村	26.1%	190市区町村 (27.1%)
1号認定子どもがないため	111市区町村	19.1%	145市区町村 (20.7%)
幼稚園の預かり保育に対する独自の補助を有しているため	22市区町村	3.8%	27市区町村 (3.9%)
事業者からの実施希望はあったが、配置基準等の要件を満たせなかつたため	18市区町村	3.1%	20市区町村 (2.9%)
事業者からの実施希望はあったが、事業実施の財政確保が困難であったため	10市区町村	1.7%	20市区町村 (2.9%)
事業者からの実施希望はあったが、広域利用者に係る事務処理の調整がつかなかつたため	6市区町村	1.0%	6市区町村 (0.9%)
その他	69市区町村	11.9%	83市区町村 (11.9%)

【参考】
令和4年度調査
〈母数：700市区町村〉

⑥ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施する上で、課題と感じていること（複数回答可）

<母数：複数回答・一時預かり事業を実施している園（施設型給付を受ける園及び受けない園）3,764園>

- ア. 特に課題に感じていることは無い
- イ. 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の委託費及び利用者負担額で賄うことができない
- ウ. 専任職員の配置が困難である
- エ. 毎日利用時間を記録することの事務負担が大きい
- オ. 利用実績を集計することの事務負担が大きい
- カ. 広域利用等における自治体ごとの様式の違いによる事務負担が大きい
- キ. 工～カ以外の、教員や預かり保育担当者にかかる事務負担が大きい
- オ. その他



2. 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）について

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、子ども・子育て支援法に位置付けられた、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の一つである「一時預かり事業」の一類型であり、公立・私立の幼稚園において保育を必要とする0～2歳児を対象に実施する定期的な預かりに対して市区町村が支援を行うもの。

①一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施市区町村

<母数：調査時点で新子育て安心プラン実施計画採択を受けたと回答した614市区町村>

既に実施・令和5年度中に実施予定	78市区町村 12.7%	(2歳児向け) 254園 (0・1歳児向け) 47園
令和6年度から実施予定	3市区町村 0.5%	—
令和6年度以降の実施について検討中	33市区町村 5.4%	—
実施する予定なし	500市区町村 81.4%	—

【参考】
令和4年度調査
(母数：643市区町村)

82市区町村 (12.8%)
3市区町村 (0.5%)
46市区町村 (7.2%)
512市区町村 (79.6%)

②一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）における自治体独自の上乗せ補助等

<母数：47都道府県、既に実施・令和5年度中に実施予定の78市区町村>

	都道府県	市区町村	
設けている	1都道府県 (1都道府県)	3市区町村 (4市区町村)	3.8% (4.9%)
設けていない	46都道府県 (46都道府県)	75市区町村 (78市区町村)	96.2% (95.1%)

③ 私立幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施上の課題

<母数：複数回答・既に実施及び実施していないが実施希望する園の回答を含む2,520園>

